

地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程 新旧対照表(案)

新	旧	改正理由等
<p>附 則 1～13 (略) (理事長の報酬の特例)</p> <p>14 <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における理事長の給料の月額</u>は、<u>第4条第1項第1号の規定にかかわらず、同号の規定による額からその100分の20に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの額の算出の基礎となる給料の月額は、同号の規定による額とする。</u></p> <p>(1) 期末手当 (2) 退職手当</p> <p>15 <u>令和3年6月及び同年12月に支給する理事長の期末手当の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</u></p> <p>(副理事長の報酬の特例)</p> <p>16 <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における副理事長の給料の月額</u>は、<u>第4条第1項第2号の規定にかかわらず、同号の規定による額からその100分の5に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの額の算出の基礎となる給料の月額は、同号の規定による額とする。</u></p> <p>(1) 期末手当 (2) 退職手当</p>	<p>附 則 1～13 (略)</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度における理事長の給料月額の減額 ・ 令和3年度における理事長の期末手当の減額 ・ 令和3年度における副理事長の給料月額の減額

新	旧	改正理由等
<p><u>17 令和3年6月及び同年12月に支給する副理事長の期末手当の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p><新設></p>	<ul style="list-style-type: none">令和3年度における副理事長の期末手当の減額